

監査報告書

平成 27 年 6 月 25 日

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所
理事長 古寺 雅晴 様

監事 小島 康秀

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 3 期事業年度の業務について監査を実施した結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 実施した監査の概要

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所監事監査規定に基づき、重要な会議に出席するとともに、理事長等から業務運営の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各業務の担当責任者から執行状況の説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施いたしました。

また、会計監査人から監査の方法及びその結果に対する説明を受け、その内容の妥当性について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しており、また、附属明細書は記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の事業運営の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (6) 理事等の業務執行に関しては、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実はありません。

監 事 監 査 意 見 書

平成 27 年 6 月 25 日

大阪府知事 松井 一郎 様

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

理事長 古寺 雅晴 様

監事 弁護士 植村 弘樹

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項に基づき、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 3 期事業年度の業務について監査を実施した結果、同法第 13 条第 5 項により、本意見書を提出する。

第 1 実施した監査の概要

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所監事監査規定に基づき、重要な会議に出席するとともに、理事長等から業務運営の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各業務の担当責任者から執行状況の説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施した。また、会計監査人から監査の方法及びその結果に対する説明を受け、その内容の妥当性について検討を加えた。

当職としては、より住民その他利害関係者への説明責任を果たしつつ（法第 3 条 2 項）、毎年、一定程度、機械を更新し、住民サービスの充実を図って行くとの観点、法及び地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会

計基準注解（平成26年3月31日総務省告示第126号改訂。以下、「会計基準注解」という。）における原則的な考え方、趣旨等に鑑みて、以下のとおりの意見を表明する。

なお、中期目標に掲げられた「企業ニーズに応える質の高いサービスを積極的に提案し、顧客の期待を上回るサービスを提供し続ける」、「産技研は、顧客の拡大に取り組み、その結果として得られる増加した収入を支援機能の強化に投資し、企業に還元するという、好循環の運営を目指す。」（中期目標・前文、第4・1など）などの目標の実現に向けて様々な取組みがなされ、中期計画で掲げられた10の数値目標については、現状、概ね達成できる見込みであり、全体的には積極的に評価されてよいものと考えている。

第2 改善を求めるもの（意見）

別紙1から4のとおり。

以上

別紙1 セグメント情報の開示などについて

事務事業の概要など	検出事項	監査の結果														
<p>1 昨年度の当職監事監査意見の抜粋 「組織マネジメントの実行とPDCAサイクルの確立」(中期目標第3・1)に関連して 効率的な機器整備及び適正な処分等に資するPDCAサイクルが、一定程度形成されつつあり、積極的に評価すべきと考えますが、より効率的に毎年度、機器等の所在及び使用収益状況を把握できるよう一層のシステム化を図ること。</p> <p>2 大阪府平成26年度財政的援助団体等監査結果の抜粋 (1) 同監査結果における【改善を求めるもの(意見)】とされた3事項のうちの1事項として、以下の内容のセグメント情報の開示等に関するものがある。 各業務にどの程度の工数がかかっているかという工数管理情報の把握に努められたい。その上で、工数管理情報も考慮した業務効率化に係る数値目標の設定を検討されたい。 また、地方独立行政法人として、従来にも増して自主的・自律的に組織運営を行い、収入の確保や財務の効率化が求められることから、業務の成果や結果に対し、それらを得るためにどれだけのコストがかかっているかを把握するためにも、セグメント情報の開示を検討されたい。</p> <p>(2) 同監査結果における前提事実等の整理の抜粋 ※ 他の試験研究機関におけるセグメント情報の開示状況に関して 地方独立行政法人会計基準においてはセグメント情報の開示が規定されているが、研究所では単一セグメントにより事業を実施しているとして開示を省略している。他の地方独立行政法人化されている試験研究機関における、セグメント情報の開示状況は以下のとおりである。</p>	<p>1 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成26年3月31日総務省告示第126号改訂)の抜粋 第41 セグメント情報の開示 1 地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、次のようなものとし、当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。 (1) 事業の種類別セグメント情報 (2) 所在地別セグメント情報 2 事業区分の決定に当たっては、事業内容の実態を適切に反映した情報を開示しうるようになければならない。決定した事業区分については、当該区分の方法、各区分に属する主要事業の名称等を補足情報として記載する。 3 所在地セグメント情報は、事業所別、施設別等事業活動の実態を適切に反映して開示するものとする。 4 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。(注37) <注37> セグメント情報の開示について 1 地方独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。 2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益(国又は地方公共団体による財源措置等を含む。)の内訳を積極的に開示する必要がある。 3 セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。ただし、公立大学法人については、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。</p>	<p>【改善を求めるもの(意見)】 1 皮革研究所について 昨年度当職監事監査意見と同様である。 平成25年度に大阪府とともに行った移転の是非に係る検討などを踏まえ、法令に則した取組みを進められたい。</p> <p>2 効率的な機器整備及び適正な処分等に資するPDCAサイクルの形成について 昨年度よりも、効率的な機器整備及び適正な処分等に資する、PDCAサイクルの充実に向けた取り組みがなされており、積極的に評価すべきと考えるが、より効率的に毎年度、機器等の所在及び使用収益状況を把握できるよう、より一層のシステム化、マネジメントの向上を図られたい。</p> <p>3 セグメント情報の開示について 地方独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められるのであり、前向きに取り組まれたい。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="166 1316 409 1358">名称</th> <th data-bbox="409 1316 1317 1358">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="166 1358 409 1442">東京都立産業技術研究センター</td> <td data-bbox="409 1358 1317 1442">技術支援、製品開発支援、研究開発、産業サービス、法人共通、その他に区分して開示している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1442 409 1526">鳥取県産業技術センター</td> <td data-bbox="409 1442 1317 1526">本部、電子・有機素材研究所、機械素材研究所、食品開発研究所に区分して開示している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1526 409 1610">青森県産業技術センター</td> <td data-bbox="409 1526 1317 1610">工業部門、農業部門、水産部門、食品加工部門、農商工連携基金、本部・共通に区分して開示している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1610 409 1736">北海道総合研究機構</td> <td data-bbox="409 1610 1317 1736">本部、農業研究本部、水産研究本部、森林研究本部、産業技術研究本部、環境・地質研究本部、建築研究本部に区分して開示している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1736 409 1820">大阪市立工業研究所</td> <td data-bbox="409 1736 1317 1820">開示していない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1820 409 1898">山口県産業技術センター</td> <td data-bbox="409 1820 1317 1898">開示していない</td> </tr> </tbody> </table>	名称	概要	東京都立産業技術研究センター	技術支援、製品開発支援、研究開発、産業サービス、法人共通、その他に区分して開示している。	鳥取県産業技術センター	本部、電子・有機素材研究所、機械素材研究所、食品開発研究所に区分して開示している。	青森県産業技術センター	工業部門、農業部門、水産部門、食品加工部門、農商工連携基金、本部・共通に区分して開示している。	北海道総合研究機構	本部、農業研究本部、水産研究本部、森林研究本部、産業技術研究本部、環境・地質研究本部、建築研究本部に区分して開示している。	大阪市立工業研究所	開示していない	山口県産業技術センター	開示していない		
名称	概要															
東京都立産業技術研究センター	技術支援、製品開発支援、研究開発、産業サービス、法人共通、その他に区分して開示している。															
鳥取県産業技術センター	本部、電子・有機素材研究所、機械素材研究所、食品開発研究所に区分して開示している。															
青森県産業技術センター	工業部門、農業部門、水産部門、食品加工部門、農商工連携基金、本部・共通に区分して開示している。															
北海道総合研究機構	本部、農業研究本部、水産研究本部、森林研究本部、産業技術研究本部、環境・地質研究本部、建築研究本部に区分して開示している。															
大阪市立工業研究所	開示していない															
山口県産業技術センター	開示していない															

岩手県工業技術センター	開示していない
-------------	---------

※ 研究所の目的等に関して

研究所は大阪府内の産業、特に中小企業の振興を目的として、中小企業に対して、受託研究、依頼試験、施設設備の開放による技術支援を行うとともに、研究開発を目指す創業者や新製品開発を目指す研究開発型中小企業を対象とした支援を行っている。

また、大阪府内の中小企業が強みを持つ産業分野において、さらなる基盤技術高度化を目指して研究開発を行うとともに、研究や技術支援等の業務で得た成果・ノウハウをもとに技術相談、現地相談など指導普及業務を行っている。

研究所の業務は、技術支援業務、指導普及業務、研究業務の3つに大別され、それぞれの具体的な内容は以下のとおりである。

技術支援業務	受託研究、依頼試験、設備機器の開放など企業からの依頼に対応する業務
指導普及業務	技術指導（技術相談、現地相談、実用化支援）や技術普及（セミナーや講習会等の実施）など、研究所で得られた研究成果や技術ノウハウの普及・移転により技術力向上を目指す業務
研究業務	特別研究、プロジェクト研究、発展研究、基盤研究、企業・大学等との共同研究など

研究所は現在の中小企業のニーズに応えるための技術支援業務、指導普及業務に取り組みつつ、将来にわたって中小企業への高度な支援を継続するため、研究業務も実施する必要がある。

※ 中期計画、年度計画の数値目標の達成状況について

平成24年度及び平成25年度においては、すべての項目で実績が目標を上回っている。数値目標を上回る結果となった要因としては、地方独立行政法人化により柔軟な組織運営が行えるようになったことや、数値目標の進捗状況を月2回実施されている業務運営会議において報告するなど進捗管理を行ったことがあげられる。また、職員が数値目標を意識してその達成に努めたとのことである。

※ セグメント情報の開示に関して

研究所の業務は技術支援業務、指導普及業務、研究業務に大別されるが、業務ごとの工数管理を行っていないことから、業務別の損益管理も十分に行えていない。研究所は業務分野が工業のみの単一セグメントであるとして、セグメント情報の開示には至っていない。

3 研究所の所在地

- 産業技術総合研究所 和泉市あゆみ野2丁目7番1号 (81,840.43㎡)
- 皮革試験所 吹田市岸部中1丁目18番13号 (710.75㎡)

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)

- (1)～(13)、(15)～(21) (略)
- (14)開示すべきセグメント情報

<注49> 附属明細書による開示について

- 1 セグメント情報との関係、住民等に対する情報開示等の観点から、地方独立行政法人が実施する業務の目的ごとに固定資産をグルーピングして表示することが適切な場合は、業務の目的ごとに固定資産の状況を明らかにしなければならない。
- 2～4 (略)

2 所在地別セグメント情報に関して

研究所及び大阪府は、吹田市所在の皮革研究所を和泉市所在の産業技術総合研究所に統合及び吹田市の研究所の閉鎖について検討しており、所在地別のセグメント情報の作成の有用性は、低いと考えられる。

3 過去の理事会での報告状況等

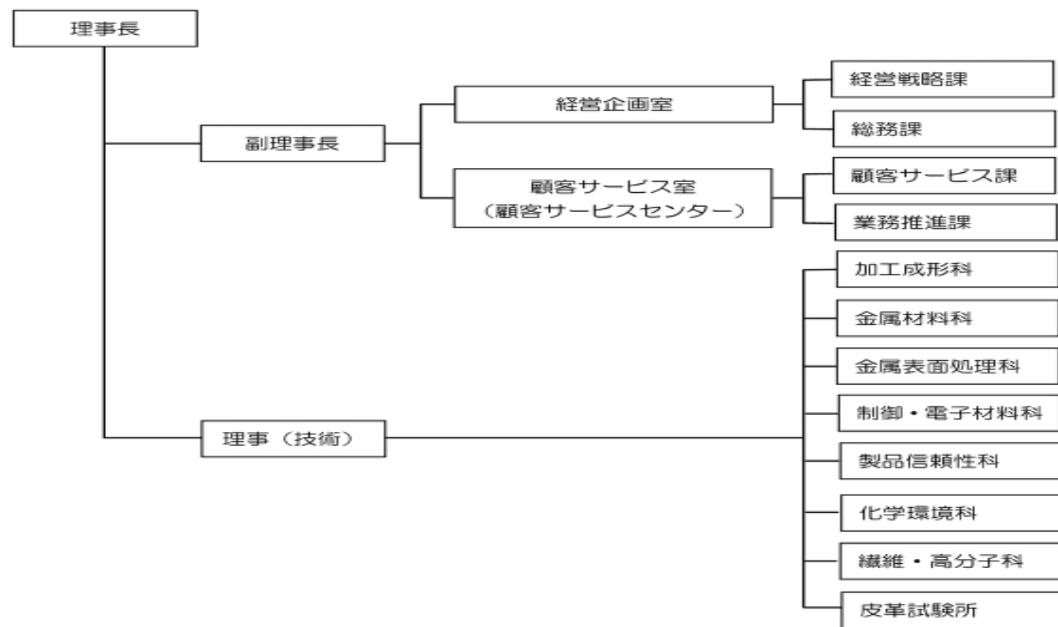
(1) 第5回理事会での当職の求めにより、第7回理事会(平成26年1月28日開催)において、平成24年度決算における組織図の所属別の収支状況(A3・1枚もの)が報告されている。

(2) 研究所の収入は、主に依頼試験、機器開放等の研究所の機械装置等を活用したのものとなっている。

これまでに、以下の機器整備に関する「組織マネジメントの実行とPDCAサイクルの確立」に資する調査等を行うこととした、又は行っているとの報告を受けている。

- ・年1回、全機械装置等を対象とした所在、異常等の有無についての調査。
- ・機械装置等の利用申し込み状況等の整理・把握、及び一部機械装置等についてのホームページでの情報公開。
- ・機械装置等の1時間当たりの利用単価等のホームページでの公表。
- ・毎月、機器の稼働状況調査を行っている。調査対象は、「購入価格が100万円以上である主要な機器」としている。依頼試験、機器使用、受託研究等の区分ごとに使用時間を集計している(平成25事業年度にかかる業務の実績に関する報告書・添付資料5・機器の稼働状況調査票)参照)。

4 研究所の組織



- ・設備機器の整備にあたっては、マーケティングシートを活用している（平成25 事業年度にかかる業務の実績に関する報告書・添付資料4・「機器整備マーケティングシート」参照）。
- ・整備した設備機器について、依頼試験、機器使用、受託研究等の区分及び年度ごとに、件数、金額を集計することにした（平成25 事業年度にかかる業務の実績に関する報告書・添付資料4・「機器整備マーケティングCHECKシート」参照）。
- ・平成23～25年度に導入した52機器について、平成26年3月末時点の収入実績を調査し、予定を下回るものについては、担当部署に、原因解析と利用促進策の提示を求めた。
- ・平成23～26年度に導入した機器についての平成27年3月末時点の収入実績の調査結果報告は、平成27年6月25日開催の理事会には、間に合っていない。
- ・平成27年度機器整備計画（案）は、平成27年3月24日開催の理事会で報告されている。

4 当職所感

「機器整備マーケティングシート」、「機器の稼働状況調査票」、機器ごとの単価情報、「機器整備マーケティングCHECKシート」、購入機器の収入実績調査を、システム及び組織マネジメント的に改良・再構築すれば、四半期ごとに収入実績調査まで行うことは可能と考えられ、年度末に次年度の機器整備計画（案）作成するにあたって、第3四半期までの収入実績調査も考慮することが可能になると思われ、よりPDCAサイクルの充実につながると考えられる。

機器整備におけるPDCAサイクルの充実が、所属別の収支状況の早期把握及びマネジメントの向上につながり、部門別セグメント情報作成の基礎になると考えられる。

別紙2 設備機器の区分及び会計処理の妥当性

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 昨年度の監査 昨年度の当職監事監査意見（平成26年6月26日付）及び大阪府平成26年度財政的援助団体等監査の結果（平成27年2月27日付）では、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）において、機器を収益性、非収益性に区分をすること自体の適切性などについての言及がなされている。</p> <p>2 運営費交付金について 大阪府は、研究所に対し、地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所運営交付金交付要綱を定めている。同要綱では、概略、全事業経費から自己収入を除いた額を交付するとしている。中期計画では、機器整備に充てることができる運営費交付金は、非収益分に限られると理解できる記載となっている。</p> <p>3 機器の収益性、非収益性の区別 研究所では、機器を収益性、非収益性に区分している。区別の基準は、見積購入金額を利用料等の収入により何年間で回収することができるかの想定回収年数である。従前曖昧であった区別の基準となる年数は、平成27年1月15日付で8年と定めている。なお、機器の収益性、非収益性の区分は、地方独立行政法人会計基準第85で規定される特定の償却資産としての区別ではない。 当該年度に受領した運営費交付金は収益性機器の購入原資に充当できないという縛りはあるものの、他の場合、収益性機器と非収益性機器のどちらを購入しても良いこととしている。自己収入には、非収益性機器の使用料等も含まれている。</p> <p>4 会計処理上の機器購入に際して相違 研究所では、機器整備における会計処理は、購入資金として当該年度の運営費交付金を充てたもの、自己収入を充てたもの、過年度の運営費交付金の剰余からなる目的積立金を充てたものとで異なっている。 貸借対照表上、各々で、購入機器に対応する負債・純資産勘定は、基本的に異なってくる。例えば、購入資金として当該年度の運営費交付金を充てたとして処理した場合、当期利益の増減要因とならないが、その他の場合、当期利益の増減要因となる。</p> <p>5 研究所の収支状況 研究所の自己収入は、総費用の20%に満たない。</p>	<p>1 貸借対照表と自己収入によって機器を購入したかの区別 地方独立行政法人の貸借対照表は、住民の税金が、当該法人の資産形成にどの程度寄与しているかを表示する機能を有している。 研究所の自己収入は総費用の20%に満たない状況であり、その他の研究所の収入は大阪府の運営費交付金に依存しており、全体として運営費交付金なくして資産形成は不可能な状況にある。契約内容等で民間資金によって当該機器の購入資金全額を賄っていることが明らかな場合は別として、機器購入の原資が自己収入か、運営費交付金かの区別の有用性は高い状況にはない。</p> <p>2 機器の収益性、非収益性の区別について 収益性、非収益性の区別が、貸借対照表上から読み取れるのであれば、一定程度の有用性は認められなくもない。もっとも、収益性、非収益性の区別は購入時の想定であるとともに、自己収入ではどちらでも購入できることにしており、区別することの財務諸表上の有用性は低いものとなっている。 研究所において、一定程度の収益性が見込まれる機器は、企業のニーズとの直接的な関連性が高いといえ、企業のニーズと合致したサービスの提供との観点からは、かかる機器の整備に努めることは望ましい。また、研究用機器も、収益性機器との関連性があるもの、企業支援に結びつくものが望ましい。非収益性機器として購入したものであっても、収益性機器と同等の収益性を有するものも存在する。 研究所の機器整備レベルを維持し、機器使用に要する経費を一定程度賄うとの観点からは、毎年又は中期計画期間中の機器購入計画は全体として減価償却費以上の収益性を見込めるものとなっているか、自己収入の実績は減価償却費を上回るものとなっているかなどの視点が重要といえる。 運営費交付金は、総費用から自己収入を控除したものとすることを基本としつつ、機器整備費用は全額運営費交付金の対象とし、減価償却費対比で機器整備費用の総額を考えるのが望ましいのではないかと思料する。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 運営費交付金との関連において、機器を収益性、非収益性に区分をすること自体が適切かどうか、研究所の費用の大部分を大阪府の運営交付金に依存している状況下で、機器購入資金に自己収入を充てたとして当期利益の増減要因とさせることの是非も含めて、大阪府と協議の上検討されたい。</p>

別紙3 運営費交付金の算定方法、会計処理の妥当性の検証

事務事業などの概要	検出事項	監査の結果																																															
<p>1 昨年度の監査 昨年度の当職監事監査意見（平成26年6月26日付）及び大阪府平成26年度上期定期監査の結果（平成26年9月24日公表）は、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の運営費交付金において人件費相当分に剰余金が生じていること、及び運営費交付金に関する会計処理について、妥当性の検証を行うことを求めている。</p> <p>2 運営費交付金について 大阪府は、研究所に対し、地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所運営費交付金交付要綱を定めている。同要綱では、概略、全事業経費から自己収入を除いた額を交付するとしている。 中期計画等に定められた第1期中期計画期間の支出計画と実績額（平成27年度は予算）、交付金剰余額は以下のとおりとなっている。</p> <p>【運営費交付金の支出計画と実績】 (単位:百万円, 人)</p> <table border="1" data-bbox="231 865 1092 1163"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>支出計画</th> <th>実績 (H27は予算)</th> <th>差額</th> <th colspan="2">交付金剰余額</th> <th rowspan="2">実人員 相当数</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>C</th> <th>C-A</th> <th>うち人件費</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>1,921</td> <td>1,885</td> <td>-36</td> <td>169</td> <td>111</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>2,247</td> <td>2,147</td> <td>-100</td> <td>185</td> <td>145</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>2,013</td> <td>2,129</td> <td>116</td> <td>118</td> <td>78</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>2,030</td> <td>2,115</td> <td>85</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,211</td> <td>8,276</td> <td>65</td> <td>472</td> <td>334</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>運営費交付金の積算内訳のうち人件費は、第1期中期計画に定める人事計画（156名）を基礎として算定されており、実人員相当数（平成24年度：147名、平成25年度：144名、平成26年度：152名）との間に差が生じているため、決算では剰余金（平成24年度：111百万円、平成25年度：145百万円、平成26年度78百万円）が生じている。職員数は、平成23年度末149名、平成24年度末149名、平成25年度末148名、平成26年度末159名である。</p> <p>2 運営費交付金の会計処理 原則として期間進行基準を採用し、退職一時金及び施設改修費については費用進行基準を採用している。このため、運営費交付金の剰余金は当該年度に収益化されており、当該年度の当期純利益の一部を構成している。</p> <p>3 利益処分状況 人件費にかかる剰余金も含め、運営費交付金の剰余金は、現状、利益処分の際に、経営努力によるものと認定を受けて、目的積立金として整理されている。目的積立金は、翌年度以降の事業にあてることができる。</p>	年度	支出計画	実績 (H27は予算)	差額	交付金剰余額		実人員 相当数	A	C	C-A	うち人件費		H24	1,921	1,885	-36	169	111	147	25	2,247	2,147	-100	185	145	144	26	2,013	2,129	116	118	78	152	27	2,030	2,115	85	-	-	154	計	8,211	8,276	65	472	334		<p>1 運営費交付金の剰余金は、見積額と実績の差額である。見積額の信頼性が高い場合、剰余金の有無及び金額は、経営成績を評価する上での参考資料の一つとなるものである。 研究所の職員数等の推移は左記のとおりである。また、人件費の剰余金は、定員数との差との要因だけではなく、一人当たりの人件費の見積りと実績の相違との要因も大きいことが、担当職員のヒアリング等から明らかになった。退職者よりも新規採用者の人件費が低いことなどが原因であった。</p> <p>2 地方独立行政法人会計基準及び注解（平成26年3月31日総務省告示第126号改訂）では、目的積立金を取り崩して機械等の固定資産を購入した場合、当該機械の減価償却費が損益計算の対象となる場合であっても、貸借対照表上の相手方勘定は資本剰余金となる。なお、地方独立行政法人の貸借対照表では、資本剰余金との勘定項目は、主に損益外計算の固定資産の減価の状況を把握する項目となっている。 運営費交付金を用いて、減価償却費が損益計算の対象となる機械等の固定資産を購入した場合、貸借対照表の相手方勘定は資産見返負債勘定となる。 交付金算定時の見積りの信頼性によって、機械等の固定資産の相手方勘定が変わるのは、財務諸表をみるもの、分析するものにとって望ましいことではない。</p> <p>3 運営費交付金の剰余金を研究所の機能向上に資する用途に用いるにしても、PDCAサイクルの中で研究所の自主的な経営努力及び一層の業務の効率化を促すとの観点からは、現状や判明した要因等に即した対応を随時行っていくことも必要である。 中期計画策定時の定員数等を基準に形式的に算定した交付金を毎年受領し、剰余金を収益化、目的積立金化していくのではなく、毎年の交付決定時に、当該年度の現実的な職員数及び給与等の総額見込額も考慮する、交付決定がなされた後においても交付決定を一部取消した上で次年度以降の交付金額を検討する、計画変更を行うなどの柔軟な対応も、PDCAサイクルを確立していく上で必要と考える。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 研究所の自主的な経営努力及び一層の業務の効率化を促すため、運営費交付金の算定方法や経営努力の認定方法、運営費交付金の収益化基準の妥当性について、大阪府と協議の上検討されたい。</p>
年度		支出計画	実績 (H27は予算)	差額	交付金剰余額			実人員 相当数																																									
	A	C	C-A	うち人件費																																													
H24	1,921	1,885	-36	169	111	147																																											
25	2,247	2,147	-100	185	145	144																																											
26	2,013	2,129	116	118	78	152																																											
27	2,030	2,115	85	-	-	154																																											
計	8,211	8,276	65	472	334																																												

別紙4 北側未利用地に関する覚書への対応の明確化

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 北側未利用地 平成24年4月1日に地方独立行政法人に移行した大阪府立産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）に対し、大阪府は和泉市所在の土地（81,840.43㎡）及び建物を現物出資した。 北側未利用地とは、上記和泉市所在の土地内の北側部分である。</p> <p>2 北側未利用地に関する覚書、及びこれまでの経緯</p> <p>(1) 北側未利用地については、平成3年5月策定の新研究所整備計画では大型研究設備の設置等ためのリザーブスペースとして確保、同年8月策定の基本設計では屋外実験場（2ha）との記載がある。</p> <p>(2) 大阪府及び研究所は、平成24年6月に「研究所は研究所北側土地を第1期中期計画期間中（平成24年度～平成27年度）に有効活用しない場合、速やかに大阪府に当該土地を無償で返還しなければならない」とする覚書を取り交わしている。 覚書では、対象土地の地積は、「13,814.95㎡（登記測量は未実施）」と記載されている。</p> <p>(3) 研究所では、平成26年3月に「研究所北側土地の活用について」中間報告書（案）（以下「中間報告書」という。）を作成しており、太陽光発電設備の設置、プロジェクト研究関連施設の設置、インキュベーション企業等への工場用地貸付の3つの方向性で検討されているが、それぞれのプランには課題があり、第1期中期計画中に実現することは容易ではないと記載されている。</p> <p>(4) 中間報告書では、平成25年度からスタートした3つのプロジェクトの研究成果を活用する施設を建設するためには、研究成果が出るまでの間、時間が必要となること、平成27年4月を目安とされている地方独立行政法人大阪市立工業研究所との統合後、新たな機能を担う施設の建設案が出てくる可能性を十分考慮しておく必要があるなど、研究所北側土地については統合後の新法人が引き続き所有する方向で大阪府と改めて協議を進めていく必要があると記載されている。</p> <p>(5) 昨年度の当職監事監査では、平成26年度中に大筋での方向性の意思形成を図ることを求めた。大阪府商工労働部を対象とする大阪府平成26年度上半期監査では、財産の有効活用の観点から、大阪府は研究所に対し、平成26年度内を目途に研究所北側土地の活用に関する方針を明確にすることを求めていくとともに、大阪府への返還を含め当該土地の取扱いについて早期に協議を進められたいとされていた。</p>	<p>1 平成3年計画当時の屋外実験場2haと覚書の北側未利用地13,814.95㎡との差である約6,000㎡は、現状、約半分がテニスコート、その余の一部が実験用地や駐車場として利用されていると理解される。</p> <p>2 覚書の対象となっている北側未利用地13,814.95㎡の過去の利用実績は最大1,600㎡と理解される。平成27年6月時点において有効活用の検討対象となっている面積は330㎡程度である。</p> <p>3 覚書の北側未利用地の簿価は5～6億円程度と理解される。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 大阪府への全部又は一部の返還を含め当該土地の取扱いについて、早期に大阪府と協議を進められたい。</p>